

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年12月19日

【事業年度】 第31期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社ビック東海

【英訳名】 VIC TOKAI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早川博己

【本店の所在の場所】 静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 (054)254-3781(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 笛木桂一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町二丁目14番2号

【電話番号】 (03)5687-3109

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 笛木桂一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日をもって提出した第31期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当社グループは株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。適正な内部留保の充実に
よる財務体質の一層の強化と将来の事業展開を考慮しつつ、配当につきましては業績に応じて安定的かつ継続的に
行うことを基本方針としております。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、技術革新に対応するための新規事業の設備投資、有効なM
& A、内部管理体制の強化及び人材育成等に役立て、当社グループの持続的成長や企業価値向上が可能となる事業基
盤の確立に資するように努めたいと考えております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) |
|------------------------|------------|-------------|
| 平成18年11月10日 取締役会決議 | 500,378 | 12.50 |
| 平成19年6月27日 定時株主総会決議 | 500,648 | 12.50 |

(訂正後)

当社グループは株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。適正な内部留保の充実に
よる財務体質の一層の強化と将来の事業展開を考慮しつつ、配当につきましては業績に応じて安定的かつ継続的に
行うことを基本方針としております。この方針に基づき、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことと
しております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化、技術革新に対応するための新規事業の設備投資、有効なM
& A、内部管理体制の強化及び人材育成等に役立て、当社グループの持続的成長や企業価値向上が可能となる事業基
盤の確立に資するように努めたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款
に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) |
|------------------------|------------|-------------|
| 平成18年11月10日 取締役会決議 | 500,378 | 12.50 |
| 平成19年6月27日 定時株主総会決議 | 500,648 | 12.50 |

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文及び(1)～(3)省略

(訂正後)

前文及び(1)～(3)省略

(4) 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

① 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。